建設業における墜落・転落災害防止対策の 徹底について、緊急要請を行いました。

十日町労働基準監督署では、建設業における労働災害、 とりわけ高所からの墜落・転落による災害が発生してい ることを踏まえ、平成28年8月23日付けで、建設業 労働災害防止協会新潟県支部十日町分会他、5団体等に 対し、緊急要請を行いました。

(要請内容は別添のとおりです。)

建設業労働災害防止協会新潟支部十日町分会長 殿

十日町労働基準監督署長

建設業における墜落・転落災害防止対策の徹底について(緊急要請)

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御 礼申し上げます。

さて、十日町労働基準監督署管内の建設業における労働災害は、7月末現在で休業4日以上の労働災害が4件発生しており、昨年同期に比べ7件(-63.6%)減少しております。

しかしながら、例年工事が本格化するこの時期以降に労働災害が多く発生しており、今月に入って、新築の木造家屋建物の建て方時に開口部からの墜落により 労働者が複数の箇所を骨折する重篤な災害も発生しています。

木造家屋建築業の労働災害については、この2年間で6件の労働災害が発生していますが、そのうち3件が建て方時の墜落災害となっております。3件とも2メートルを超える高さから墜落しており、死亡災害となる危険性がありました。建て方時の墜落災害を無くすことが、死亡災害0を継続するために必要なことだと思われます。

つきましては、高所作業における墜落防止対策を徹底するため、下記の事項に 十分留意した施工が行われるよう貴団体の会員事業場に対し、周知していただき ますようお願いいたします。

なお、長岡・小出・十日町労働基準監督署の中越三署は、協力・連携して、木造家屋建築工事現場における労働災害防止に取り組んでいることを申し添えます。

記

- 1 建て方時には、開口部に水平ネットを張るなど墜落防止措置を設けること。
- 2 階段や吹き抜け等の開口部につながる箇所には、速やかに手すり、覆い等の 墜落防止措置を設けること。

安全を優先した足場で、安心な作業を。

十 日 町 労 働 基 準 監 督 署長 岡 労 働 基 準 監 督 署小 出 労 働 基 準 監 督 署



ポイント

厚生労働省で定める「足場先行工法に関するガイドライン」(足場先行工法に係る具体的な足場の基準や留意事項等を明らかにする内容のもの)では、「「足場の種類」を足場は二側足場とすること。ただし、敷地が狭あいな場合等二側足場の設置が困難な場合には、ブラケットー側足場等とすることができる」としています。

ポイント

(社)仮設工業会で定める「くさび緊結式足場の組立て及び使用に関する技術基準」においても、「「足場の種類」を足場は、本足場とすること。ただし、敷地が狭あいな場合等本足場の設置が困難な場合には、ブラケットー側足場とすることができる。」としています。

前踏みが一本とばしで組み立てられた 〈さび緊結式足場は・・・・



片流れの屋根の家な ど時は、足場が5~7 段と高くなるので、揺 、れを強<感じる。

足場全体としての 強度が落ちる。

解説!

- *「二側足場」 建地に前踏みと後踏みがある単管足場 のうち、住宅等の建築物の建設工事に 用いる足場
- *「ブラケットー側足場」 建地にブラケット(持送り枠)を取り 付けているー側足場

解説!

* 併せて、「認定基準に定める「くさび緊結式足場の部材及び附属金具」に適合する部材を用いて、くさび緊結式住宅工事用足場の組立て及び使用の基準を適用する場合には、 ~(中略)~ 「足場先行工法に関するガイドライン」を遵守すること。」とされています。



「足場先行工法は、新潟県を発祥とする安全管理手法で、 全国に普及しています。今後とも発祥の地にふさわしい安全 を優先させた足場の組立を中心に安全管理の徹底を図り、 作業員が安心して働ける現場をめざしましょう。」

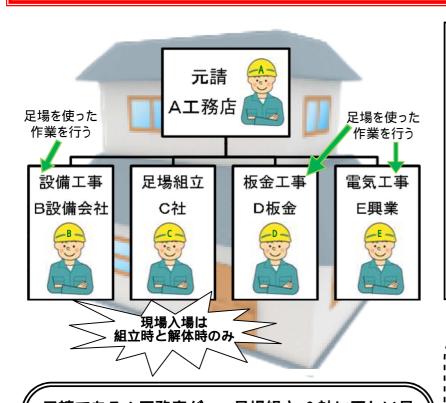
~注意しましょう~

二側足場とするか、ブラケットー側足場にするかどうかは、(仮設設備である足場の)建地を前後に設置できないくらい敷地が狭あいかどうかという観点から判断すべき事柄です。(経費を斟酌することとはされていません。)

そして、建地が二本確保できるのであれば、前踏み・後踏みを問わず、間隔は、桁間 1.85m以下、はり間 1.5m以下とされていること(労働安全衛生法第571 条第 1 項第 1 号)から、前頁の写真の組み立て状態は適法ではないことになります。



足場の「組立て」と「使用」に関する労働安全衛生法上の責任



元請であるA工務店が、 足場組立 C 社に正しい足場を組立てさせたうえで、 A工務店が中心となって現場の安全管理を行いつつ、(「統括安全管理」といいます。) 足場を実際に使用する職別の工事業者(B~E社)とともに、足場の作業開始前点検を通じて「有効保持」に努めることが必要となります。

足場に起因する労働災害は、多くは 足場の上で作業をしている場合です。

これに対する労働安全衛生法の責任(刑事責任、行政責任)は、被災した 労働者を雇用している事業者(多くの 場合、職別の工事業者(B~E社))や 場合により元請(多くの場合A工務店) に対して問われます。

したがって、足場組立業者のC社が 労働安全衛生法の責任を負うことは原 則としてありません。

参考)

民事責任は、多くの場合、労働災害と相当因果関係のある事業者に対して問われることが考えられます。(なお、責任を負う者が複数ある場合で、そのうち1人が被害者に賠償した場合には、他の責任を有する者の負担すべき過失割合(責任割合)に応じて求償することは可能です。